

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月22日
【会社名】	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
【英訳名】	Japan Investment Adviser Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 白岩 直人
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート西館21階
【電話番号】	03-6804-6805
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 武内 健治
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番1号 霞が関コモンゲート西館21階
【電話番号】	03-6550-9307
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 武内 健治
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年5月22日付の取締役会において、双日株式会社（以下「双日」といいます。）に対する第三者割当による自己株式処分及び新株式発行（以下「本第三者割当」といいます。）とともに、同日付で双日との間で出資契約及び業務提携契約（以下総称して「本資本業務提携契約」といい、本資本業務提携契約に係る資本業務提携を、以下「本資本業務提携」といいます。）を締結することについて決議いたしました。本資本業務提携契約には、当社と双日との間における、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3に規定する合意が含まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2及び同項第12号の3の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

2【報告内容】

- (1) 当該契約を締結した年月日
2026年5月22日

- (2) 当該契約の相手方の名称及び住所

名称	双日株式会社
所在地	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号

- (3) 当該合意の内容

当社及び双日は、本資本業務提携契約において、以下の合意を行っております。なお、本第三者割当が2026年8月末日までに完了しない場合等、一定の場合には、当社及び双日は相手方に通知することにより本資本業務提携契約を解除することができることとされています。

取締役推薦・オブザーバー派遣

双日は、双日の当社に対する出資比率が15%以上である期間中、当社と協議の上で、当社の各株主総会において取締役候補者1名を推薦することができるものとし、当社は当該候補者が適任であると合理的に判断した場合には、当該候補者に係る取締役選任議案を株主総会に上程しなければなりません。また、同期間において、双日が推薦した当社取締役が存在しない場合には、双日は、当社の取締役会にオブザーバー1名を派遣することができます。

事前承諾事項

双日の当社に対する出資比率が15%以上である期間中、当社が以下の事項又はこれに準ずる行為の決定又は実施を行う場合には、双日の事前の書面による承諾を得なければなりません。

- (a) 100億円を超える額の借入又は社債に係る一定の保証又は担保の提供
- (b) 合併、分割対象事業に係る純資産の額が100億円を超える会社分割、譲渡又は譲受け対象事業に係る純資産の額が100億円を超える事業の譲渡又は譲受け、株式交換、株式移転、株式交付、組織変更その他の組織再編行為
- (c) 売却価格等が100億円を超える保有株式又は保有持分の一定の譲渡その他の処分
- (d) 取得価額が100億円を超える第三者の株式又は持分の一定の取得
- (e) 対象事業に係る純資産の額が、100億円を超える事業の全部又は一部の廃止
- (f) 100億円を超える額の第三者に対する一定の新たな貸付又は出資

優先引受権

双日の当社に対する出資比率が15%以上である期間中に当社が一定の株式発行等を行う場合、双日は、その出資比率に応じて、その一部を優先的に引き受ける権利を有します。

保有割合制限

双日は、双日が単独で又は共同保有者とともに直接又は間接的に保有する当社の株式に係る議決権数の当社の総議決権数に対する比率が三分の一を超えることとなる行為を行う場合、当社の事前の書面による承諾を得なければなりません。

- (4) 当該合意の目的

本資本業務提携を通じて、当社が強みとする金融商品の組成ノウハウと、双日の広範な情報網や現物取引における多面的な知見を融合させることで、ビジネス機会の拡充に加え、当社が組成する金融商品の付加価値向上を目的としております。

- (5) 取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社はこれまで、オペレーティング・リース事業や環境エネルギー事業等における金融商品の組成ノウハウを主な強みとして事業を拡大してまいりました。今後、次なる成長を進めていくには、案件発掘や運営、エグジティブに至るバリューチェーンの強化が不可欠であると考えております。こうした中、国内外に広範なネットワークを有する双日と協議を重ねた結果、より強固な戦略的パートナーシップを構築するこ

とが最善であると判断し、双日との間で本資本業務提携契約を締結し、当社のコア事業における本資本業務提携を行うことを決定しました。

(6) 当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

上記のとおり、双日による取締役推薦も当社が適任であると合理的に判断した候補者に限定されていること、また、双日の事前承諾が必要とされる事項も金額基準により規模が大きいものに限定されており、かつ、当社のオペレーティング・リース事業に関する事項その他の当社の事業遂行の妨げになるような事項については事前承諾が不要とされていること等から、当社の経営の自主性は確保されており、当社のガバナンスへの影響は軽微と考えております。

以 上